



養 監 第 7 8 号
令和 3 年 2 月 24 日

養父市長 広 瀬 栄 様
養父市議会議長 西 田 雄 一 様

養父市監査委員 守 本 英 昭

養父市監査委員 勝 地 貞 一

財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したの
で、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

令和2年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和3年2月

養父市監査委員

第1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

- 1 監査団体
社会福祉法人 養父市社会福祉協議会
- 2 監査の範囲
令和元年度及び令和2年度に交付した補助金
- 3 市の担当部局
健康福祉部社会福祉課及び介護保険課

第3 監査実施日

令和3年1月26日（火）

第4 監査の概要

養父市が交付した補助金が、その目的及び条件に沿って執行されているかに重点を置き、事前に関係書類の提出を求め、これに基づき所管部局及び当該団体から事情を聴取し、監査を実施した。あわせて、市が当該団体に委託した業務について監査した。

1 調査内容

(1) 所管部局関係

- ア 補助金に係る条例・要綱等の整備
- イ 補助金の決定に係る条例・要綱等の準拠
- ウ 補助金の効果及び要件の履行確認
- エ 補助事業の評価検証
- オ 委託業務の執行状況

(2) 団体関係

- ア 団体の活動状況
- イ 補助事業の執行状況
- ウ 関係帳票の整備、記帳、領収書等証拠書類の整備と保存
- エ 現金、預金通帳、公印の管理
- オ 会計経理及び財産管理状況

第5 監査の結果

1 団体の概要

養父市社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられた公共性の高い非営利の民間組織である。令和元年度に策定した第3次地域福祉推進計画の方針に沿って「地域共生社会」の実現に向けた取組がなされている。

平成30年11月には、「福祉連絡会づくり」や「福祉防災マップづくり」などの活動が評価され、全国社会福祉協議会長表彰「社協優良活動」を受賞し、当社協の評価は高まっている。

財政面では、令和元年度決算報告の事業活動計算書に当期活動増減差額△18,564千円を計上しており、組織経営基盤計画に財政健全化の目標を掲げている。

2 市補助事業及び委託事業

(1) 社会福祉課所管分

事業名	交付決定額または委託額	
	令和元年度	令和2年度
社会福祉協議会運営事業補助金	14,000,000	14,000,000
地域福祉ネットワーク事業業務委託	8,690,208	8,910,000
福祉活動専門員設置事業補助金	4,500,000	4,500,000
ボランティアセンター運営事業補助金	1,500,000	1,500,000
共助の基盤づくり事業委託	4,000,000	4,000,000
福祉有償運送事業補助金	5,000,000	5,000,000
結婚相談事業補助金	580,000	580,000
相談支援事業委託	4,360,000	4,400,000

(2) 介護保険課所管分

事業名	交付決定額または委託額		
	令和元年度	令和2年度	
社会福祉法人養父市社会福祉協議会委託業務	36,667,398	36,261,297	
内訳	家族介護者教室事業	981,000	990,000
	給食サービス事業	2,379,833	2,401,667
	高齢者相談センター委託業務（大屋）	3,532,408	3,564,815
	高齢者相談センター委託業務（関宮）	3,532,408	3,564,815

地域介護予防活動支援事業	3,924,000	3,960,000
生活支援コーディネーター設置業務	15,696,000	15,840,000
通所型生活機能向上サービス事業委託業務	6,621,749	5,940,000
訪問型生活機能向上サービス事業委託業務	1,386,000	(支払済み額) 640,000

3 監査意見

(1) 総括的意見

今回監査した範囲において、対象とした補助事業等について、それぞれの目的に沿って事業執行されていることを確認した。なお、今後においては、より適正な事務と効果的な事業実施に取り組まれるよう、以下のとおり個別意見を付す。

(2) 個別意見

ア 所管部局について

補助事業の実績報告として団体の当該年度事業報告書を代用しているが、補助事業実績報告書は確認できなかった。補助事業に係る関係書類の取り扱いが補助金交付要綱に則ったものとなるよう必要な改善を図られたい。

イ 対象団体について

(ア) 証拠書類の確認にあたり、補助事業に係る個々の帳簿が確認できなかった。補助事業の実施にあたっては、補助金交付要綱に沿い遺漏のない事業実施に務められたい。

(イ) 令和元年度から社会福祉協議会運営事業補助金が交付されているが、従来 of 事業を同様に継続しているように見受けられる。補助事業の実施にあたっては、効果的かつ効率的な見直しを行い、第3次地域福祉推進計画に基づく各種事業の推進及び計画実現に向けた人員体制の整備により、目的の達成に努められたい。